## 「大地の会」 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は「新潟県越路大地の会」と称し、事務局を会長指定の場所に置 く。

(目的)

第2条 この会は、越路の大地に拘わる学習や活動を通して、より深く地域を 理解し、会員相互の親睦を深め合うと共に、地域づくりに貢献すること を目的とする。

(事業)

- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - 1. 地学を中心テーマとして学習会並びに巡検を開催すること。
  - 2. 地学を中心とした情報を提供すること。
  - 3. その他目的を達成するために必要な事項。

(組織)

- 第4条 この会は居住地、男女を問わず本会の趣旨に賛同する中学生以上の個人・団体・企業で、所定の会費を納めた者をもって組織する。
  - 2. 会員の区分は次のとおりとする。
    - (1)個人会員 一般の人、中・高校・大学生
    - (2)家族会員 一般個人会員と同居または生計を一にする家族
    - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同する企業・団体・個人
  - 3. この会の目的並びに事業遂行のため顧問を置く。

(役員)

- 第5条 1. 会長 1名
  - 2. 副会長 2名
  - 3. 幹事長 1名
  - 4. 幹事 若干名
  - 5. 会計 1名
  - 6. 監事 2名
- 第6条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
  - 1. 会長はこの会を代表し会務を総括する。
  - 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその業務を代行する。
  - 3. 幹事長は会長の命を受けて会務を処理する。
  - 4. 幹事は幹事長のもと事務局を構成し、会務を遂行する。
  - 5. 会計はこの会の会計事務を処理する。
  - 6. 監事はこの会を監査する。

(会議)

- 第8条 この会に次の会議を設け、会長がこれを招集する。
  - 1. 総会
  - 2. 役員会
- 第9条 総会は年1回開催し次の事項について審議する。
  - 1. 予算決算 2. 事業計画 3. 役員 4. 会則 5. その他
- 第10条 役員会は会長、副会長、幹事長、幹事、会計をもって構成し、常に会 務の運営に支障なきよう研究協議する。
- 第11条 会議の議決は出席人数の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。 (会費)
- 第12条 この会の経費は会費、寄付金、その他をもって充てる。
- 第13条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる。

## (付則)

- 1. 会長はこの会の必要と認める事項に関し、別に細則を定めることができる。
- 2. この会則は平成4年12日3日より実施する。
- 3. この会則は平成17年6月24日より実施する。
- 4. この会則は令和6年6月30日より実施する。

## 会費

- · 個人会員 年会費 1 口 1,000 円
  - 中学生・高校生は無料
- ・家族会員 個人会員と同居または生計を一にする家族
  - 年会費 500円